

## 当院在宅部各事業所では高齢者虐待防止対策として 以下の取り組みを行っています

### ●高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高いものです。各事業所では高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、全ての職員は指針に従い、業務にあたります。

### ●虐待の定義

虐待とは以下のようなことを指します。

#### (1)身体的虐待

暴力的行為等でご利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えることです。また、正当な理由なく身体を拘束することです。

#### (2)介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、ご利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させることです。

#### (3)心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によってご利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えることです。

#### (4)性的虐待

ご利用者にわいせつな行為をすることです。又は利用者にわいせつな行為をさせることです。

#### (5)経済的虐待

ご利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限することです。

### ●高齢者虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めています。

### ●高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とします。定期的な研修を年に2回、また、新任職員への研修、その他必要な教育・研修を行ってまいります。

### ●虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合は、速やかに小林市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。

緊急性の高い事案の場合は、小林市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

### ●虐待が発生した場合の相談・報告体制

(1)ご利用者、ご利用者ご家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、指針に従って対応します。相談窓口は、野尻中央病院 地域医療連携室相談員です。

(2)ご利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。

(3)事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につ

なげるよう努めます。

(4)事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促していきます。

(5)事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

#### ●成年後見制度の利用支援

ご利用者及びそのご家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

#### ●虐待に係る苦情解決方法

(1)虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告します。

(2)苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。

(3)対応の結果は相談者にも報告します。